

1. 調査の概要

1.1 調査の目的と背景

平成 16 年 12 月に成立した「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体に対し、国と同様、相談・情報提供、保健医療・福祉サービスの提供、安全・居住の確保等広範な施策を、地域の実情に応じ自ら実施する責務を課されている。また、平成 17 年 12 月に策定された「犯罪被害者等基本計画」でも、地方公共団体に対し、施策を総合的に推進するための窓口部局の確定や総合的な対応窓口の設置が要請されている。

平成 19 年度に内閣府において実施した「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」においては、都道府県・政令指定都市レベルでは取組が進みつつあるものの、市町村においては、全体的に施策についての理解・認識が十分でなく取組が低調であることがわかった。

前回調査から約 1 年半を経過し、市町村を含めた全ての地方公共団体における施策の総合的な推進に関する進捗状況や先進的な取組事例を把握することにより、国・地方公共団体双方における今後の施策の企画立案・実施の一助とすることを目的として実施するものである。

1.2 調査の進め方

本調査は、全国の都道府県・市町村の全てを対象にアンケート調査を実施するとともに、その回答の中から 10 箇所の特徴的な地方公共団体を抽出し、インタビュー調査を実施した。

アンケート調査

- ◆犯罪被害者等施策に関するアンケート項目の検討
- ◆アンケート調査票の作成・送付（都道府県、政令指定都市、市町村別に調査票作成）
- ◆アンケート票の回収・チェック
- ◆回答内容についての照会
- ◆未回収団体への電話督促
- ◆アンケートの集計・分析
- ◆特徴的な地方公共団体の抽出



インタビュー調査

- ◆インタビュー調査の実施（訪問面接形式）
- ◆インタビュー結果の整理・分析



調査結果のまとめ

- ◆調査報告書の作成

1.3 アンケート調査の概要

(1) 調査の方法と実施期間

アンケート調査の実施方法は、調査票の郵送による配布及び回収により行った。電子メールによる回答を希望する地方公共団体には、電子メールにより調査票（電子ファイル版）を送信し、電子メールあるいは郵送によって回収した。

平成 21 年 6 月 22 日にアンケート発送を開始し、7 月 15 日を回答期限とした。未回収団体には、電話による催促を回答が得られるまで行い、全ての調査票の回収が終了したのは 10 月 26 日であった。

なお、設問によって当てはまらないものもあるが、原則として、平成 21 年 6 月 1 日現在の状況の回答を求めている。

(2) 調査対象と回収率

調査対象者は、全国 47 都道府県及び 18 政令指定都市（政令指定都市は、以下「政令市」という。）、1,780 市町村（平成 21 年 6 月 1 日現在）の地方公共団体とした。全地方公共団体から回答を回収した（回収率 100%）。

アンケート調査の対象地方公共団体数（表）

	地方 公共団体数	回答数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令市	18	18	100.0%
市町村	1,780	1,780	100.0%
(市 ※)	(788)	(788)	(100.0%)
(町)	(801)	(801)	(100.0%)
(村)	(191)	(191)	(100.0%)
合計	1,845	1,845	100.0%

(※) 政令市を除く。東京都特別区を含む。

(3) 集計・分析にあたって

単数回答の設問において、回答者割合を示す%値は、小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合がある。なお、「n」はその設問の回答該当者数を示している。

市町村の人口規模による分類は、平成 21 年 6 月 1 日現在の住民基本台帳による人口値をもとにした。

1.4 インタビュー調査の概要

(1) インタビュー調査の対象者

全国の都道府県及び市町村を対象に実施したアンケート結果を踏まえて、専門の相談窓口設置、地方公共団体独自の制度設置等、先進的な施策や特徴を有した地方公共団体、4都道府県、6市区町を選定した。

インタビュー調査の対象者 都道府県 (表)

都道府県	担当部署	特徴
北海道	環境生活部生活局くらし安全課 ※業務委託先である社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター（北海道被害者相談室）にもインタビュー実施	「北海道犯罪被害者等支援基本計画」の策定、外部の有識者や関係機関を構成員とする「北海道犯罪被害者等支援推進委員会」の設置、「北海道犯罪被害者等総合相談窓口」の設置、「犯罪被害者等支援 道民のつどい」の開催など、「相談・情報提供」「普及啓発」「推進委員会運営」等の施策を広く実施。
東京都	総務局人権部人権施策推進課 ※協定を締結している社団法人被害者支援都民センターにもインタビュー実施	「支援のための相談窓口の設置」「支援事業の実施」、「都の各局等、区市町村、民間団体等との連携体制の構築」、「都民意識の啓発」を重点的に取り組む事項として定め、事業を進めている。
神奈川県	安全防災局 安全・安心まちづくり推進課	「かながわ犯罪被害者サポートステーション」をオープンし、県、警察、民間支援団体の三者が一体となった窓口を設置。
京都府	京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課	「京都府犯罪被害者サポートチーム」を発足させ、支援コーディネーターを配置。情報提供では、「犯罪被害者支援ハンドブック」の作成、月1回のメールマガジンを発行。

インタビュー調査の対象者 市町村 (表)

市町村	担当部署	特徴
北海道 広尾町	保健福祉課 福祉係	「広尾町犯罪被害者等支援条例」を制定し、町営住宅の優先入居、日常生活支援、生活資金貸付、見舞金支給など、総合的な支援を行うための各種制度を整備。
秋田県 井川町	町民課 町民生活班	「井川町犯罪被害者等基本条例」を制定し、窓口の設置、日常生活の支援、就業の支援などの施策を推進。
東京都 中野区	区保健福祉部福祉推進分野犯罪被害者等相談支援窓口	専用の相談窓口を設置し、保健師、精神保健福祉士等専門資格を有する職員を活用した支援を行う。
東京都 杉並区	区民生活部管理課犯罪被害者支援担当係	「杉並区犯罪被害者等支援条例」を制定し、一時利用住宅の提供、日常生活支援、生活資金貸付、付添い支援など、総合的な支援を行うための各種制度を整備。
京都府 久御山町	総務部 総務課 防災係	相談窓口でのワンストップ化を図り、支援の具体的な対応については、町を挙げて取り組む体制とし連絡会を設置。
大阪府 摂津市	生活環境部 自治振興課	「摂津市犯罪被害者等支援条例」、「摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例」を制定し運用

(2) インタビュー調査の実施方法及び期間

前表に示した 10 箇所の地方公共団体及び連携する民間 2 団体を訪問し、当該施策担当者との面会方式によるインタビュー調査を実施した。

インタビュー調査は、平成 21 年 8 月 13 日 (木) から 9 月 8 日 (火) までの期間、1 団体につき 1 ～ 2 時間にわたって、当該施策に関する取組などについて話を伺った。